

地方税としての消費税



日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野 直彦

これまでの連載で主要な地方税として、住民税などの所得課税、固定資産税という資産課税を取り上げてきたけれども、残る主要な地方税は、消費課税に分類される地方消費税である。消費課税とは財・サービスを取り引きする生産物市場での取り引きに課税される租税である。こうした消費課税は、特定の財・サービスに課税される個別消費税と、財・サービス一般に課税される一般消費税とに分類される。

個別消費税は従量税として課税されることが原則である。というよりも、価格が捉えにくいものに対して、数量は容易に捕捉できるため、消費課税は従量税から始まる。ところが、従量税で課税しようとするれば、個別消費税とならざるをえないのである。

というのも、生産物によって数量の数え方が違うからである。酒であれば何キロリットル、たばこであれば何本というようにである。

しかし、従量税には致命的な欠陥がある。それはインフレーションに対応できないということである。従量税は一定数量に対して一定額として税率が設定されるため、生産物の価格が上昇しても、税額が一定のため、租税負担は事実上減税となってしまう。そのためヨーロッパ諸国で第一次大戦中に、1ヶ月に何十%という悪性インフレーションが生じると、従量税は従価税に改められることになる。

従価税を導入するのであれば、もはや個別消費税に固執する必要はない。あらゆる財・サービスに課税できる一般消費税のほうが、低税率で多額の税収を実現できるからである。そのため第一次大戦中に、従量税が従価税に

改められるとともに、一般消費税が誕生することになる。

消費課税を国税と地方税とに振り分ける税源配分の原則は、製造から卸先、卸先から小売りへという取り引き段階の上流で課税するのであれば国税に、下流で課税するのであれば地方税にというのが基本原則となる。しかし、「使い尽くす」という意味での消費行為が、小売という取り引き段階の最下位よりも、さらに下位にある。この消費行為そのものに課税する消費行為税こそ、地方税に最も相応しいといわれてきたのである。

一般消費税である付加価値税、日本でいえば消費税は、上流から下流までのすべての取り引き段階で課税される。このようにすべての取り引き段階で課税される消費課税は、国税でも地方税でも設定できる。

現在の日本では、個別消費税として、国税では揮発油税、酒税、たばこ税などがある。地方税としては道府県たばこ税、軽油引取税、市町村たばこ税などがある。

一般消費税では消費型付加価値税である消費税が国税としてあり、地方税として地方消費税がある。シャープ勧告は企業課税としての付加価値税を、地方税として導入することを勧告したけれども、実施されないまま廃止されてしまった。

日本で消費課税としての付加価値税が導入されたのは、1988（昭和63年）年の税制改正においてである。消費税は国税として導入され、その税収の一部が消費譲与税として地方自治体に配分された。しかし、消費譲与税の導入にともなって、地方税として最も相応し

い消費行為税である電気税・ガス税などの地方消費税が廃止されてしまい、消費行為税である料理飲食等消費税が特別地方消費税に、娯楽施設利用税がゴルフ場利用税に改められてしまったのである。

しかし、社会福祉を強化する要請が高まり、地域福祉の重要性が高まるとともに、地方分権が大きな潮流となっていく。そのため消費税を増税するだけではなく、消費税を地方税に移譲する動きが形成されていく。そのため1994（平成6年）年の税制改正で、消費税の税率を引き上げるとともに、消費譲与税を廃止して、地方消費税が創設されることになったのである。

この改正で3%の消費税の税率は5%に引き上げられ、国税としての消費税の税率が4%、地方税としての地方消費税の税率が1%と決定された。地方消費税は道府県税であるが、税収の2分の1を交付金として市町村に配分することとした。地方消費税は税法のうえでは国税の消費税を課税対象としていることから、地方消費税の税率は国税の消費税に対して25%とされたのである。

さらに2012（平成24年）年の社会保障・税一体改革によって、消費税と地方消費税の合計した税率は、二段階で5%から10%に引き上げられることになった。2014（平成26年）年4月に5%から8%へと引き上げられ、2019（令和元年）年10月には10%になる予定である。地方消費税についていえば、1%から2.2%に引き上げられることになる。

社会保障・税一体改革によって、地方財源は相対的に強化されるように見える。国・地方あわせて5%の税率段階では国税の消費税が4%、地方消費税が1%であったけれども、引き上げられる5%についていえば、国税の3.8%に対して、地方消費税は1.2%になっているからである。

しかし、国税の消費税には地方交付税に繰り入れられる部分がある。税率5%の段階で

は、消費税は国税の消費税4%分に対して、29.5%の法定率で地方交付税財源となっていた。税率換算すればそれは1.18%となる。つまり、地方消費税が1%で、地方交付税繰り入れが1.18%で、地方自治体に2.18%が配分されていたのである。

ところが、10%に引き上げられた段階で、引き上げられる5%部分についてみると、地方交付税への繰り入れは、税率換算で0.34%にとどまっている。そのため地方消費税の1.2%と地方交付税への繰り入れの0.34%を加え、地方自治体への配分は1.54%にすぎないのである。

社会保障改革も「社会保険国家」から「社会サービス国家」への転換が叫ばれ、地方自治体の提供する育児や高齢者福祉というサービス給付の充実が喫緊の課題だとすれば、消費税増税にともない地方自治体への配分を手厚くすべきである。しかも、この過程で地方税に相応しい消費行為税は、特別地方消費税も廃止され、普通税ではゴルフ場利用税、目的税では入湯税が残っているにすぎないのである。

著者略歴

神野 直彦（じんの・なおひこ）

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、同大学・大学院教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』（岩波書店）、『希望の島 への改革—分権型社会をつくる—』（NHK出版）、『地域再生の経済学』（中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞）、『財政学』（有斐閣・2003年租税資料館賞受賞）、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』（岩波書店）、『財政のしくみがわかる本』（岩波ジュニア新書）、『「人間国家」への改革』（NHK出版）、『経済学は悲しみを分かち合うために私の原点』（岩波書店）等がある。